参考資料3

家畜共済診療点数表(付:家畜共済診療点数表適用細則)

		家畜	共済診療点	数表		家畜共済診療点数表適用細則
番号 種 別	点 数 B種 A	種	備		考	
〔第1 診察料 〕		- 診察 ! ^{りん} 稟告、 :	望診、触診、打 をいい、理化学	診、聴診、	よめに獣医師のとる 骨硬度検査及び一 なび顕微鏡的検査を	
1 再 診	70				、薬治、検査、注 い場合に限る。	 薬治の医薬品を使用している期間中は、「再診」を適用しない。 予後判定又は治癒判定のため診察をするのみで、薬治、検査、注射、処置及び手術を行わないときは、「再診」を適用する。 黒布法及びストリップ・カップ法による乳汁検査を含む。
2 往 診		上の! 2 2〕 の患; 離が; た距; を起,	1 往診距離は、片道のみを計算し、1戸に2頭以上の患畜がある場合は、往診1回とする。 2 2戸以上連続して往診した場合は、それぞれ次の患畜に至るまでの距離とする。ただし、その距離が次の患畜とその獣医師の診療施設を起点とした距離と比べて長い場合、当該獣医師の診療施設を起点とした距離を往診距離とする。 3 夜間、深夜又は悪天候時の往診については、B種に下表の点数を加える。			 診断の結果、診療が給付外であることが明らかとなったときは、「往診」を適しない。 立会診又は検案のため往診した場合は、「往診」を適用する。 薬治の医薬品を使用している期間中は、病状が急変、あるいは当該医薬品の薬外の新たな病傷が発生したためにやむを得ず往診したとき、又は初診時に連日の射薬投与が必要と診断した場合以外は「往診」を適用しない。 患畜を集めて診療を行ったときは、往診1回とし、最初の1頭について往診があったものとみなす。 出張診療を行っている場合は、その往診距離はその出張所を起点として計算する。 車馬若しくは船舶を利用した区間がある場合又は有料道路を利用した区間があ場合においても、これらに要した料金については増点することはできない。 往診が夜間又は深夜にわたった場合は、それぞれ夜間又は深夜の往診とする。 求診が昼間行われ、正当な理由なしに往診を夜間又は深夜に行った場合は、夜又は深夜の割増しは行わない。
			間 候時	67	12	9 暴風時とは暴風警報発令中を、暴風雪時とは、暴風雪警報発令中をいう。
			夜 引 で 候時	133	23	
			を で 候時 100	200	30	

				家畜共済診療点数	表	家畜共済診療点数表適用細則
番号	種別	点 B種	数 A種	備	考	
				4 夜間とは、午後6時か (深夜を除く。)をいい ら翌日午前5時までの間 5 悪天候時とは、暴風時	、深夜とは、午後10時か 引をいう。	
	500メートル以 内の場合	84	16			悪天候時又は険路のためやむを得ず徒歩で往診した場合及び積雪地域において積雪期 に往診した場合の割増しは行わない。
	500メートルを超える場合	170	39	トル又はその端数を増すに10点を、12キロメートは、4キロメートル又は種に30点、A種に10点を2 悪天候時又は険路のたした場合において、徒歩超えたときは、4キロメては、1キロメートル又B種に66点を、4キロメいては、1キロメートルにB種に11点を加える。3 積雪地域(別表に掲げて積雪期(12月1日からをいう。)に往診した場	たついては、4キロメーニでとにB種に29点、A種いた超える部分についてはその端数を増すごとにBを加える。 こめやむを得ず徒歩で往診ら距離が1キロメートルをロートルまでの部分についてはその端数を増すごとににトルを超える部分についてはその端数を増すごとにといてはその端数を増すごと	積雪地域において積雪期に往診した場合の割増しは、患畜の所在地が積雪地域内にある場合に行い、その往診距離は診療施設を起点として計算する。
				きは、4キロメートルヌ B種及びA種に更に4点	はその端数を増すごとに えを加える。	

			家畜共済診療点数表	家畜共済診療点数表適用細則
番号 種 別	点 B種	数 A種	備考	
3 滞 在 診	889	9	 1 1夜についての点数とする。 2 往診して深夜を含む6時間以上行われた場合に限る。 	1 診療のため滞在を必要とした場合に限る。2 宅診で診療が深夜を含む6時間以上行われた場合でも適用しない。3 入院している家畜については、適用しない。
4 立 会 診	517	8		 1 Aなる主治医にBが立会った場合、Bについては「往診」及び「立会診」を適用し、その往診料及び立会診料はAから請求する。 2 「立会診」を適用するのは、それが必要と認められた場合に限る。 3 立会診の場合に検査、注射、処置又は手術を共同して行っても、重複して適用することはできない。
〔第2薬治料〕				
5 薬 治			1 内服薬、洗浄薬、を設定を設定している。 おおおります。 1 内服薬、洗浄薬、を設定している。 おおおります。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 3 調剤とは、一定の処方により1種以上の医薬品を特定の分量によって特定の用法に適するように調整することをいう。	 1 医薬品の使用法を畜主に指示して交付した場合に適用する。 2 薬瓶、軟膏かん等の容器代(薬袋及び薬包紙を除く。)は畜主の負担とする。 3 畜主が医薬品を持ち帰る途中、又は自宅等において滅失したため再交付した場合は、畜主の負担とする。 4 薬治は2日分を標準とするが、診療の際、薬剤(注射薬を除く。)を投与しない場合は3日分を標準とする。ただし、薬事法(昭和35年法律第145号)第14条(同法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に基づき承認された用法用量による投与が3日分を超える内服薬の薬治については、当該投与期間を標準とし、当該投与期間が14日を超える内服薬の薬治については、14日分を限度とする。 5 同時に異なる薬効を目的とした2種以上の医薬品を交付した場合でも、1回の点数を適用する。
調剤を必要とする もの	72	13		
調剤を必要としな いもの	55	5		

		家畜共済診療点数表	家畜共済診療点数表適用細則
番号 種 別	点 数 B種 A種	備考	
(第3文書料)		同一内容のもの1回の交付についての点数とす る。	 2 処方箋又はと畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)第15条第2項に規定する死亡診断書若しくは死体検案書の文書料は、診断書、検案書又は指導書とは別個にこれと同点数を適用する。 2 死亡又は廃用事故の診断書及び認定書には適用しない。
6 診 断 書	100 5	処方箋及びと畜場法施行規則(昭和28年厚生省令 第44号)第15条第2項の死亡診断書又は死体検案書 の場合にも適用する。	
7 檢 案 書	100 5		検案書とは、自ら診療を行わなかった病傷によって死亡した家畜について死体を検査 した場合に、獣医学的証明のために作成する文書をいう。
8 指 導 書	100		第7指導料の指導を行った場合に畜主に対し交付する文書をいう。
〔第4検査料〕		検査材料の採取を含む。ただし、血液の検査のための採血及び導尿による採尿を除く。	 病傷の診療のため必要があると認められる場合にのみ適用する。 健康検査又は損害防止のために行った場合には適用しない。 診断の結果、診療が給付外であることが明らかとなったときは、診断に伴う検査料には適用しない。 馬伝染性貧血、ブルセラ病等治療効果を望めない疾病であることが明らかとなったときは、その後の検査には適用しない。 研究の目的をもって行った検査には適用しない。 同一検査時において同一の種別(種別欄に区分が設けられている場合は同一の区分)に含まれる検査を2種以上行った場合でも、特に規定のあるものを除き1回の点数を適用する。
9 採 血	67 8		1診療時に2回以上採血を行った場合でも、1回に限りこの点数を適用する。

			家畜共済診療点数表	家畜共済診療点数表適用細則
番号 種 別	点 B種	数 A種	備考	
10 乳汁簡易検査	57	7	CMT法又はその変法による細胞数検査、カタラーゼ、塩素量、pH、電気伝導度、血乳等の検査をいう。	黒布法及びストリップ・カップ法による乳汁検査には適用しない。
11 乳汁ケトン体検査	60	26	乳汁中のケトン体を酵素法による簡易測定試験片 により測定した場合とする。	
12 乳汁顕微鏡的検査	156	45	1 ブリード法による細胞数検査等をいう。	
			2 体細胞数自動測定を行った場合は、B種を100 点、A種を41点とする。	
13 乳汁理化学的検査	138	34	NAGase活性、ラクトフェリン、エンドトキシン等の検査をいう。	
14 微生物簡易検査	109	38	無染色及び普通染色の顕微鏡的検査(トリコモナス、皮膚真菌症等の検査を含む。)をいう。	1 無染色、単染色 (メチレンブルー、フクシン、パイファゲンチアナ紫等)、複染色 (グラム染色) による顕微鏡的検査に適用する。2 この検査と併せて微生物特殊検査を行った場合は、「微生物特殊検査」を適用する。
15 微生物特殊検査	182	41	特殊染色による顕微鏡的検査をいう。	1 芽胞染色、莢膜染色、鞭毛染色、抗酸性染色による顕微鏡的検査に適用する。 2 この検査と併せて微生物簡易検査を行った場合でも、「微生物特殊検査」を適用 する。
16 薬剤感受性検査	164	53	1 ディスク法(直接法)による検査をいう。	1 細菌の種類並びに薬剤の種類及び濃度の数にかかわらず、この点数を適用する。2 最小発育阻止濃度の測定を行った場合には、併せて細菌分離培養検査を適用す
			 ディスク法(間接法)を行った場合は、B種を 245点、A種を79点とする。 	る。 3 結果として菌が検出できず実施できなかった場合は、細菌分離培養検査の菌の有 無のみ検査した場合を適用する。
			3 臨床型乳房炎について、2分房以上に対し検査 を行った場合は、1分房増すごとにB種に93点、 A種に32点を加える。	

			家畜共済診療点数表	家畜共済診療点数表適用細則
番号 種 別	点 B種	数 A種	備考	
17 細菌分離培養検査	252	86	 検査材料から原因菌を純培養し菌種を同定する 検査をいう。 臨床型乳房炎について、2分房以上に対し検査 を行った場合は、1分房増すごとにB種に104 点、A種に43点を加える。 	 細菌数の検査を行った場合でも、この点数を適用する。 選択培地を使用し、コロニーの性状等から簡易的な菌種同定を行った場合は、菌の有無のみ検査した場合を適用する。 嫌気性培養を併せて行った場合は、分房数増加にかかわらず、嫌気性培養1回の点数を適用する。
			3 菌の有無のみを検査した場合は、B種を92点、 A種を42点とする。	
			4 3の場合において、臨床型乳房炎について、2 分房以上に対し菌の有無のみを検査した場合は、 1分房増すごとにB種に54点、A種に24点を加える。	
			5 嫌気性培養を併せて行った場合は、B種に142 点、A種に81点を加える。	
18 血液一般検査	95	12	1 比重、赤血球浸透圧抵抗、血球容積、出血凝固 時間、プロトロンビン時間、部分トロンボプラス チン時間等の検査をいう。	
			2 血清又は全血による平板凝集反応にも、この点数を適用する。	
19 血球数測定検査	75	21	 血球数自動計数装置により血球数の測定を行った場合とする。 視算法により血球数の測定を行った場合は、B 	
00 如次国际维佐约440本	100	0.1	種を150点、A種を19点とする。	
20 血液顕微鏡的検査	132	21	血液像、血液寄生原虫等の検査をいう。	

		家畜共済診療点数表	家畜共済診療点数表適用細則
番号 種 別	点 数 B種 A和	備考	
21 血液生化学的検査		 試験紙、簡易測定器、分光光度計等による血液 成分の測定をいう。 (2) から(4)までの検査を2種以上行った 場合は、行った検査のうち最も大きい基本点数 に、併せて行った検査の増点点数を加える。 	
(1) 総 アル エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ エ	54	24 検査は各種別を合算して算定する。ただし、家畜から1回に採取した血液を用いて検査を5種以上行った場合は、当該点数にかかわらず、検査の種別数に応じて次に掲げる点数により算定する。 ① 5種以上7種以下 B種270点 A種120点②8種又は9種 B種324点 A種144点③10種以上 B種378点 A種168点	血清膠質反応を行った場合にも、この点数を適用する。

			家畜共済診療点数表					
番号	種別	点 B種	数 A種	備	考			
	ALP	D性	八性					
	ビリルビン							
	血色素量							
(9)	血清蛋白質分画	119	36	検査を2種以上行った場合	合は、1種増すごとにB			
(2)	・血作虫ロ貝カ画 ・しょう ・血漿	110		種に64点、A種に24点を加;				
	皿泉 フィブリノーゲン							
	ムコ蛋白							
	α 1 酸性糖蛋白							
	リポ蛋白							
	シアル酸							
(3)	フィブリン分解産物 (FDP)	176	48	検査を2種以上行った場合	合は、1種増すごとにB			
	アポリポ蛋白			種に92点、A種に31点を加	える。			
	アンモニア							
	血中乳酸							
	βヒドロキシ酪酸							
	セレニウム							
	LDH アイソエンザイム							
	グルタチオン ペルオキシダーゼ							
	ガストリン							
	メトヘモグロビン							
	BSP試験			異物排泄能試験をいう。				
(4)	ビタミンA	268	137					
	ビタミンE			種に174点、A種に103点を力	加える。			
	βカロチン							
	インスリン							

			家畜共済診療点数表	家畜共済診療点数表適用細則
番号 種 別	点 B種	数 A種	備考	
プロジェステロン	- D IE	11,1	乳汁を用いて測定した場合にも、この点数を適用 する。	
血液ガス				
エンドトキシン				
22 血清学的検査	242	26	試験管内凝集反応、補体結合反応、中和試験等を いう。	酵素免疫測定法(ELISA法)、ポリメラーゼ連鎖反応法(PCR法)、ラテックス凝集反応検査、血球凝集反応及び沈降反応にも、この点数を適用する。
23 寄生虫検査	135	24	内・外寄生虫、子虫及び虫卵の顕微鏡的検査等を いう。	
24 直腸検査	186	7	1 直腸内に手を挿入して消化器系、泌尿器系又は 生殖器系の諸臓器について内部触診を行った場合 とする。 2 腟検査(腟鏡検査、腟内診検査)を含む。	 生体組織学的検査、卵管疎通検査、内視鏡検査(腹腔内検査に限る。)、卵巣直接注射、子宮洗浄、子宮内薬剤注入、開腹及び卵巣割去に伴って行われる直腸検査は、それぞれの種別に含まれているから「直腸検査」は適用しない。 1以外の場合において、1診療時に2回以上直腸検査を行った場合でも、1回の点数を適用する。 監検査(膣鏡検査、膣内診検査)のみを行った場合は、給付の対象としない。
25 穿刺検査	249	33	骨髄、リンパ節、滑液嚢等の穿刺及び採取材料の 検査をいう。	後頭下穿刺、腰椎穿刺及び尾椎穿刺を行った場合は、「脊髄腔内注射」を適用する。
26 生体組織学的検査	493	52	肝臓穿刺、脾臓穿刺、心膜穿刺、腎臓穿刺等生体 穿刺法による組織、子宮内膜、腫瘍組織の採取及び その組織学的検査並びに子宮還流液、肺胞洗浄液等 の細胞診の検査をいい、直腸検査を含む。	1 生体穿刺法に併せて内視鏡を用いた場合は、「内視鏡検査」を併せて適用する。 2 体表の血腫、膿瘍等の検査のための穿刺は、「筋肉内注射」を適用する。
27 尿検査	44	10	1 pH、蛋白質、アルブモース、血色素、筋色素、インジカン、ビリルビン、ウロビリノーゲン、亜硝酸塩、アミラーゼ、ブドウ糖、比重、燐酸塩、アセトン等の検査並びにアンモニア反応及び潜血反応の検査をいう。	 1 簡易診断試薬、試験紙等による尿検査にもこの点数を適用する。 2 導尿によって尿を採取したときは、「導尿」を併せて適用する。 3 尿沈渣の検査以外の尿の検査で顕微鏡的検査を行った場合にも、「尿沈渣の検査」を適用する。 4 糞便の潜血反応検査にも、この点数を適用する。

			家畜共済診療点数	表	家畜共済診療点数表適用細則
番号 種 別	点 B種	数 A種	備	考	
			2 NAGase及び尿液 は、B種を147点、A種		
28 胃内容液検査	325	32	1 p H及びミクロフロー	-ラの検査をいう。	1 官能検査のみを行った場合は、適用しない。2 ミクロフローラの検査は、活力、種類、数の検査とする。
			 p H検査のみを行った A種を14点とする。 	-場合は、B種を189点、	
			, = , , , = , , , , , , , , , , , , , ,	B種を605点、A種を76 た時は、1種増すごとに	
			4 エンドトキシンを測定 点、A種を209点とする。		
29 レントゲン検査					
撮影	819	188	1 小型(ポータブルタイ 合とし、デジタル映像化	,	造影剤を用いて撮影した場合でも、この点数を適用する。
			2 中型以上の装置(大動車等)を用いて四ツ切っ B種を863点、A種を232 使用した場合、B種を90 る。	7ィルムを使用した場合、 2点とし、大角フィルムを	
			3 フィルムの枚数にかかする。	いわらず、この点数を適用	
透視	849	261	撮影、VTR記録、デジンタによる記録を含み、検 数にかかわらずこの点数を	査部位数あるいは記録枚	

			家畜共済診療点数表	家畜共済診療点数表適用細則
番号 種 別	点 B種	数 A種	備考	
30 心電図検査	222	56	 心電計を用いて循環器障害の検査を行った場合とする。 心音心電計を用いて心音図・心電図の検査を同時に行った場合は、B種を344点、A種を195点とする。 	
31 超音波検査	253	87	1 超音波画像診断装置を用いて画像検査を行った場合とする。 2 高分解能プローブを用いた検査又はドプラ法による検査を行った場合は、B種を451点、A種を285点とする。ただし、腹腔内臓器(心臓、肝臓、腎臓等)及び馬の関節(腱等の周囲軟部組織を含む。)の検査に適用し、繁殖障害の検査には適用しない。	1 1診療時に1回に限り、この点数を適用する。 2 プローブを直腸内に挿入し超音波検査を行った場合にも、この点数を適用する。
32 体腔内異物検査	60	7	動物用金属異物探知機による検査をいう。	
33 子宮頸管粘液検査	138	24	子宮頸管粘液の採取及び顕微鏡的検査をいう。	授精及び妊娠鑑定のために行った場合には、適用しない。
34 卵管疎通検査	333	23	直腸検査を含む。	
35 蹄病検査	203	24	 学肢して検査を行った場合とする。 2 2肢以上行った場合でも、この点数を適用する。 	

			家畜共済診療点数表	家畜共済診療点数表適用細則
番号 種 別	点 B種	数 A種	備考	
36 内視鏡検査	334	67	硬性鏡、ファイバースコープ等による検査をい う。ただし、腹腔内検査又は関節腔内検査を行った 場合、B種を1,030点、A種を399点とし、腹腔内検 査については、直腸検査を含む。	眼底検査を行った場合にも、この点数を適用する。
37 検案解剖した場合				1 検案とは、自ら診療を行わなかった病傷によって死亡した家畜について死体を検査し、検案書を交付した場合とする。この場合、「検案」及び「検案書」を適用する。2 農業共済組合等又は農業共済組合連合会が事故確認の目的で行った場合には適用しない。
牛・馬	800	62		6か月未満の子牛について、解剖し検案を行った場合は、種豚を解剖し検案を行った 場合の点数を適用する。
種豚	495	62		
解剖しない場合	273	6		
〔第5注射料〕			 1 1回についての点数とする。なお、同一種類の注射薬を、その必要量に応じて2管以上使用しても1回とする。 2 原虫及び糸状虫以外の寄生虫の駆除薬の注射には適用しない。 3 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。ただし、前腰椎硬膜外麻酔又は腰仙部硬膜外麻酔のために使用した医薬品については、増点することができない。 	 1 1診療時に、同一種類の注射薬を2回以上に分割して行っても1回として計算する。 2 自家血清を注射した場合は、注射方法に従って「皮下注射」、「筋肉内注射」等を適用する。採血、血清の分離等については増点することはできない。

			家畜共済診療点数表	家畜共済診療点数表適用細則
番号 種 別	点 B種	数 A種	備 考	
			4 血清類については、全て治療に用いた場合に限り、予防の目的をもって使用した場合は、適用しない。ただし、外傷及び手術の場合に行う破傷風血清注射は、この限りでない。	
38 皮下注射	64	12	 1 1回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、B種に32点を加える。 2 補液管を使用した場合は、B種及びA種に25点を加える。 	皮内注射を行った場合にも、この点数を適用する。
39 筋肉内注射	64	12		1 乳房基質内注射を行った場合にも、この点数を適用する。 2 体表の血腫、膿瘍等の検査のために穿刺を行った場合にも、この点数を適用する。 る。
40 静脈内注射	92	12	 1 1回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、1,000ミリリットル又はその端数を増すごとにB種に32点を加える。 2 補液管を使用した場合(点滴注射を行った場合を除く。)は、B種及びA種に25点を加える。 3 留置針(固定テープ、連結管を含む。)を使用した場合は、B種及びA種に27点を加える。 4 生後60日齢以内の牛に静脈注射を行った場合は、B種に13点を加える。 5 動脈内注射にも適用し、B種を218点とする。 	気管内注射、体腔内注射、眼球結膜下注射を行った場合にも、この点数を適用する。
41 点滴注射	275	52	1 点滴装置による持続的な静脈内注射をいう。	点滴装置とは、点滴筒及びクランプにより流量調節が可能な装置をいい、輸液ポンプ に限らない。

			家畜共済診療点数表	家畜共済診療点数表適用細則
番号 種 別	<u>点数</u> 備 B種 A種		備考	
			 2 1回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、1,000ミリリットル又はその端数を増すごとにB種に32点を加える。 3 留置針(固定テープ、連結管を含む。)を使用 	
			した場合は、B種及びA種に27点を加える。	
42 関節腔内注射	210	14		
43 脊髓腔内注射	329	74	クモ膜下腔に達する注射をいう。	後頭下穿刺、腰椎穿刺及び尾椎穿刺を行った場合にも、この点数を適用する。
44 腰椎注射	270	74	る。 2 前腰椎硬膜外麻酔又は腰仙部硬膜外麻酔にあっては、開腹を行った場合に限り適用し、B種に63点を加える。	
45 尾椎注射	155	14	尾椎の硬膜外腔に達する注射を行った場合とする。	
46 卵巣直接注射	271	16	卵巣実質内直接注射及び嚢腫内直接注射をいい、 直腸検査を含む。	1 卵胞嚢腫の内容液を穿刺吸引した場合にも、この点数を適用する。 2 卵巣直接注射に伴う腟洗浄は、この点数に含まれる。
〔第6処置料〕				
47 投薬			 原虫及び糸状虫以外の寄生虫の駆除薬の投薬には適用しない。 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 	 投薬の方法は、水剤投与、丸剤投与、舐剤投与の別は、問わない。 調剤のための費用は、この点数に含まれる。 1診療時に同一種類の内服薬を2回以上に分割して投薬しても、1回の点数を適用する。また、混合投与を行いうる内服薬を別々に投薬した場合でも、1回の点数を適用する。

			家畜共済診療点数表	家畜共済診療点数表適用細則
番号 種 別	点 B種	数 A種	備考	
			3 調剤して投薬した場合は、B種に16点、A 10点を加える。	4 胃洗浄に引き続き投薬を行った場合には「胃洗浄」の点数を適用する。 種に
胃カテーテルによ らない投薬	58	5		直腸内に医薬品を注挿入した場合にも、この点数を適用する。
胃カテーテルによ る投薬	135	7	1 胃カテーテルにより胃内ガスを除去した場は、B種に57点を加える。	合
			2 カテーテルにより初乳を経鼻投与した場合 適用する。	にも
48 洗浄			薬液による洗浄をいう。	1 洗浄のために使用した医薬品については、耳洗浄を除き増点することはできない。2 処置、手術に伴う口腔洗浄は、それぞれの点数に含まれる。
眼洗浄・涙管洗浄・ 鼻腔洗浄及び腟洗 浄	70	20	眼洗浄には点眼を含む。	1 眼洗浄及び鼻腔洗浄は、両眼及び両鼻腔について行っても1回の点数を適用する。 2 子宮洗浄に伴う腟洗浄は「子宮洗浄」の点数に含まれる。 3 包皮洗浄を行った場合にも、「腟洗浄」の点数を適用する。
耳洗浄	176	35	 耳洗浄には鼓室洗浄を含む。 使用した医薬品については、別に定める薬 準表に基づいて増点することができる。 	耳洗浄に先立ち鼓膜切開を行った場合は、併せて「切開手術 小(20センチメートルまで) 第1回」を適用し、使用した医薬品(洗浄のために使用した医薬品を含む。)については、増点することができない。
^{ぼうこう} 膀胱洗浄 雌	178	37		1 膀胱洗浄に先だって行った導尿は、この点数に含まれる。 ()
雄	236	37		ることができる。

			家畜共済診療点数表	家畜共済診療点数表適用細則		
番号 種 別	点 B種	数 A種	備考			
49 膀胱内薬剤注入	2 12	5 \$ 1-da	1 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 2 膀胱内薬剤注入に先立って導尿を行った場合は、B種に雌は25点、雄は39点を加える。	1 導尿、膀胱洗浄を行わずに医薬品を膀胱内に注入した場合とする。 ぼうこう 望尿及び膀胱洗浄を同時に行った場合は、「膀胱洗浄」の点数を適用する。		
雌	128	12				
雄	168	11				
50 罨法	98	48	を設定を表しています。をだし、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。	1 患部の位置、数、大きさにかかわらず、この点数を適用する。 2 罨法と同時に行う洗浄、塗布、塗擦等はこの点数に含まれる。		
51 塗布又は塗擦			被覆材料を含む。ただし、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。	 釜布又は塗擦とは、消毒、消炎、皮膚病の治療等の目的で皮膚又は粘膜に医薬品を外用することをいう。 塗布又は塗擦には通常水剤、泥膏、軟膏、硬膏を用いるものとする。 患部の位置、数、大きさにかかわらず、この点数を適用する。 		
水剤	55	5				
膏剤	61	11				
52 散布	56	6		 1 患部の位置、数、大きさにかかわらず、この点数を適用する。 2 使用した医薬品については、増点することはできない。 3 外寄生虫の駆除のための薬剤散布には適用しない 		
53 気管内薬剤噴霧	101	15	使用した医薬品については、別に定める薬価基準 表に基づいて増点することができる。			

			家畜共済診療点数表	₹	家畜共済診療点数表適用細則		
番号 種 別	点 B種	数 A種	備考				
54 第一胃内容液投与	467	11	第一胃内容液を採取・投	与することをいう。	胃内金属異物除去器によって胃内の金属異物を摘出した場合にも、この点数を適用する。ただし、健康検査若しくは損害防止のために行った場合は適用しない。		
55 胃洗浄	337	22			胃洗浄に引き続いて投薬を行ったときは、胃洗浄の点数を適用する。この場合、使用 した医薬品については、「投薬」の備考により、薬価基準表に基づいて増点することが できる。		
56 浣腸	102	19			1 1診療時に2回以上行っても、1回の点数を適用する。 2 直腸検査に先だって行う浣腸は、「直腸検査」に含まれる。		
57 導尿			尿道カテーテルを用いたな	場合に限る。	1 尿検査のため導尿により尿を採取した場合にも、この点数を適用する。 2 1診療時に2回以上行っても、1回の点数を適用する。 3 膀胱洗浄に先だって行う導尿は、「膀胱洗浄」に含まれる。		
雌	133	5					
雄	162	4					
58 瀉血	152	11			1診療時に2回以上行っても、1回の点数を適用する。		
59 子宮洗浄			洗浄液及び直腸検査を含む	tr.	 洗浄液としてリンゲル液等を用いても、その医薬品については、増点することはできない。 子宮洗浄に伴う腟洗浄は、この点数に含まれる。 治癒判定のために行う子宮洗浄にも、この点数を適用する。 子宮洗浄後、子宮内に医薬品を注挿入した場合、使用した医薬品については、「子宮内薬剤挿入」の備考2を適用する。 		
牛	701	130					
馬	781	210					

			家畜共済診療点数	枚表	家畜共済診療点数表適用細則		
番号種別	点 B種	数 A種	備	考			
種豚	556	210					
60 子宮内薬剤挿入	241	9	2 使用した医薬品につ 準表に基づいて増点す	いては、別に定める薬価基 ることができる。 合は、B種に64点、A種に	1 子宮洗浄を行わずに医薬品を子宮内に注挿入した場合とする。2 子宮洗浄の後、薬剤を注挿入した場合は、「子宮洗浄」の点数を適用する。		
61 胎盤停滞処置				品の注挿入を行った場合、 は、別に定める薬価基準表 ができる。	1 停滞予防のために使用したホルモン剤については、増点することはできない。2 同時に行う産道の損傷に対する処置を含む。		
牛・種豚	242	10	場合は、B種に363点を加	宮小丘から剥離し除去した叩え、かつ、当該除去直後は、B種及びA種に120点	胎盤停滞処置直後に子宮洗浄を行った場合は、「子宮洗浄」を適用する。		
馬	759	10	胎盤停滞処置直後に子 種及びA種に200点を加え	宮洗浄を行った場合は、B える。	子宮洗浄のために使用した洗浄液については、リンゲル液等の医薬品を用いても、増 点することはできない。		
62 理学的治療	179	13	紫外線治療、超短波治 線等による治療をいう。	療その他電気、光線、放射			
63 乳房内薬剤注入	57	4	使用した医薬品につい 表に基づいて増点するこ	ては、別に定める薬価基準 とができる。	1 分房数による増点は行わない。 2 1診療時に2種以上の医薬品を注入し、又は1医薬品を2回以上に分注した場合 においても1回の点数を適用する。		
5よう 64 吊起	337	22	エアーマットを用いた: 種に23点を加える。	場合は、B種に250点、A	起立困難な牛馬を治療のため獣医師が起立補助用具を用いて起立させた場合に適用する。		

			家畜共済診療点数表	家畜共済診療点数表適用細則
番号種別	点	数	備考	
65 外傷治療	B種	A種	洗浄、塗布、塗擦、縫合等一切の治療処置及び被 覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場 合は、B種及びA種に63点を加える。	1 局所に対する化膿防止剤、局所麻酔剤等の注射、洗浄、塗布、塗擦等は増点することはできない。 2 外傷の大きさは創面の長径とする。 3 化膿により全身症状を呈し、その治療のために行う注射は、増点することができる。 4 乳頭損傷が皮膚に限局している場合は、この点数を適用する。
小(20センチメー トルまで)				
第1回	160	32	外傷が筋肉、臓器に達するものについて治療処置 を行った場合は、B種に117点、A種に49点を加え る。	
第2回以後	78	15		
大(20センチメー トルを超えるも の)				
第1回	378	63	外傷が筋肉、臓器に達するものについて治療処置 を行った場合は、B種に151点、A種に72点を加え る。	
第2回以後	160	32		
66 第四胃変位簡易整復	249	5		患畜を獣医師が回転させて治療した場合とし、1診療経過中1回に限り適用する。
67 蹄病処置	535	50	1	1 踏創の治療にも、この点数を適用する。 2 蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合の増点は、1診療経過中1肢につき1

		家畜共済診療点数表	家畜共済診療点数表適用細則
番号 種 別	点 数 B種 A種	備考	
		2 蹄病手術の後治療にも適用する。	回に限るものとする。 3 ギプス包帯を用いた場合の増点は、石膏ギプス包帯又はプラスチックギプス包帯 のいずれを用いても、この点数を適用する(以下同じ。)。 4 ギプス除去を含む。
		3 処置に伴う医薬品及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に32点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、B種及びA種に181点を加える。	
		4 2 肢以上行った場合は、1 肢増すごとにB種に 298点、A種に31点を加える。ただし、伸縮性接 着包帯を用いた場合は、1 肢につきB種及びA種 に32点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた 場合は、1 肢につきB種及びA種に181点を加え る。	
		5 第2回以後の点数については、B種483点、A 種50点とする。	
68 その他の外科的処置	112	29 1 処置、手術の後治療(第2回以後の点数を規定 したもの及び蹄病手術の後治療を除く。)、乱 刺、副木包帯、その他一般外科的処置をいう。	 1 乱刺の場合、乱刺を行う局所の数による増点は行わない。 2 乳頭腫(乳嘴腫)であって治療を要する場合、これを切除したときは、この点数を適用する。 3 臍ヘルニア簡易固定を行った場合にも、この点数を適用する。
		2 処置に伴う医薬品及び被覆材料を含む。ただ し、伸縮性接着包帯を使用した場合は、B種及び A種に32点を加える。	
69 鎮静術	92	12 1 第6処置料及び第8手術料の各種別と併せて 行った場合に限り適用する。	1 鎮静術の全過程についての点数とする。2 麻酔術に先だって行う鎮静術は、「麻酔術」に含まれる。

		_	家畜共済診療点数	表	家畜共済診療点数表適用細則
番号 種 別	<u>点</u> B種	数 A種	備	考	
(第7指導料)	2 12	**	2 使用した医薬品につい 準表に基づいて増点する		
70 指導	146	5	卵胞嚢腫、黄体嚢腫、発 全)、卵巣発育不全、卵巣 害)、卵巣萎縮、ケトーシ たものを除く。)、脂肪肝 前・産後起立不能症)、乳 について、第2診以後1回	ス、第四胃変位(手術し 、ダウナー症候群(産 熱及び子牛の下痢・肺炎	飼養法(原則として飼料計算に基づく飼料の給与指導を行うものとする。)及び管理 法について指導を行い、指導書を交付した場合とする。この場合、「指導」及び「指導 書」を適用する。
〔第8手術料〕			手術のため必要な注射、 等一切の治療処置及び被覆 防止のために応用されるも だし、前腰椎硬膜外麻酔又 い開腹した場合には、腰椎 る。また、鎮静又は全身扇 静術又は麻酔術を併せて適 ついては、別に定める薬価 室弛緩剤、並びに開腹及ひ 2,000ミリリットルを超え ては、別に定める薬価基準 とができる。	のを含む。)を含む。た は腰仙部硬膜外麻酔を行 注射を併せて適用でき 注射を併せて適用でき 静を行った場合には、鎮 用し、使用した医薬品に 透準表に基づいて増点す 王切開、子宮脱整復、難 行った場合に使用した子 、開胸手術を行った場合に て使用した補液剤につい	1 後治療には、切開手術及び蹄病手術を除き「その他の外科的処置」の点数を適用する。 2 骨折整復、ナックル整復、脱臼整復及び蹄病手術にはギプス除去を含む。 3 手術と同時に行う併発疾病に対する薬治、検査、注射及び処置は手術の点数には含まれない。
頭部手術					
71 円鋸術	378	67	1 1個についての点数と	:する。	

			家畜共済診療点数表	家畜共済診療点数表適用細則
番号 種 別	点 B種	数 A種	備考	
	- 124		2 洗浄を含む。	
72 眼科手術	378	67	1 眼帯を含む。	1 1 眼についての点数とする。 2 同時に行う電法を含む。
			2 眼球摘出手術の場合は、B種を621点、A種を 98点とする。	
73 整歯				 整歯によって生じた創傷に対する処置を含む。 整歯(整歯(<!--</td-->
龜整			斜歯、剪状歯、階状歯等の鑢整及び歯鉋による短 切をいう。	
牛・種豚	185	22		
馬	353	89		
短切			歯鋏による短切をいう。	
牛・種豚	283	49		
馬	452	117		
74 抜歯			1 1歯についての点数とする。	抜歯によって生じた創傷に対する処置を含む。
			2 歯槽骨膜炎等による歯牙打出の場合は、B種に 493点、A種に76点を加える。	
牛・種豚	321	28		

			家畜共済診療点数表	家畜共済診療点数表適用細則
番号 種 別	点 B種	数 A種	備考	
馬	D任	A/里		
贅歯、乳臼歯	489	96		
裂歯、永久臼 歯	561	96		
75 鼻鏡断裂手術	679	108	鼻鏡断裂の縫合手術をいう。	
頸部手術				
76 気管切開	352	108		
77 食道異物除去	337	22		1 異物の摘出、推送又は細挫のいずれで行った場合でも、この点数を適用する。2 切開手術を行って異物を摘出した場合は、「食道切開」を適用する。3 同時に行うカテーテルによる胃内ガス除去を含む。
78 食道切開	582	97		
79	3, 364	419		
胸 腹 部 手 術				
80	223	40	胸水排除のための雰胸術をいい、胸腔内貯留液の 疑いがある場合において診断のために行う雰胸術 は、診察に含まれる。	
81 穿胃	175	32	薬剤の注入を含む。	腹水除去にも、この点数を適用する。

			家畜共済診療点数表	家畜共済診療点数表適用細則
番号 種 別	点 B種	数 A種	備考	
82 第四胃変位簡易整復手	603	147	デラハンティ法、ビンツリ法等の経皮的簡易整復	THE CONTRACTOR OF THE CONTRACT
術			手術をいう。	
83 開胸			 2,000ミリリットル以内の補液に用いた医薬品を含む。 2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増充することができる。 	
牛・馬	9, 657	853		
種豚	3, 375	427		
84 開腹			1 直腸検査を含む。	帝王切開は胎子の生死にかかわらず、この点数を適用する。
			2 2,000ミリリットル以内の補液に用いた医薬品 を含む。	
			3 2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増加することができる。	
牛・馬				
帝王切開	6, 752	881	使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬促 基準表に基づいて増点することができる。	б
腸管手術	6, 822	749	腸捻転、腸重畳等の手術をいい、第三胃及び第四胃手術(第四胃変位整復手術を除く。)にも適用する。	

			家畜共済診療点数表	家畜共済診療点数表適用細則		
番号 種 別	点 B種	数 A種	備 考			
第一胃切開	5, 715	698	第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合は、適用しない。	同時に行う第三胃及び第四胃の食滞の温湯噴流による治療処置を含む。		
第四胃変位整 復手術	4, 791	707	1 右方変位の場合は、B種に1,069点を加える。 ただし、右方変位の整復手術と同時に第三胃の捻 転整復も併せて行った場合は、B種に1,197点を 加える。			
			2 第一胃切開を同時に行った場合(第四胃変位整 復手術の術式の一部として行った場合を除く。) は、B種に1,418点、A種に330点を加える。			
その他の開腹	3, 636	560	開腹により脂肪壊死症、中皮腫、腹膜癒着及び肝 円さく遺残の診断を行った場合に限り適用する。	1 同時に行う剥離、切除等の処置を含む。2 牛又は馬の病的卵巣を摘出した場合にも、この点数を適用する。		
種豚	3, 922	403				
(帝王切開)						
85 穿腸	255	39	薬剤の注入を含む。	1 膀胱穿刺を行った場合にも、この点数を適用する。 2 発酵防止剤の投与については、増点することができない。		
86 ヘルニア整復	1, 691	110	観血手術によって整復した場合とする。			
87 摘出手術	713	142	放線菌症、ブドウ菌腫、病的睾丸等の摘出をい う。	 		
88 膣脱整復	272	76	1 圧定法による整復とし、洗浄、按摩、圧迫包 帯、圧定器使用等の処置を含む。			
			2 陰門縫合により腟脱整復を行った場合は、B種に53点を加える。			
89 腟脱整復手術				ボタン法、観血法等による膣壁固定手術以外の方法によって腟脱整復を行った場合 は、「腟脱整復」を適用する。		

			家畜共済診療点数表		家畜共済診療点数表適用細則
番号 種 別	点 B種	数 A種	備	考	
縫合法	624	176	ボタン法等による手術をいう。		
観血法	1, 293	202			1 直腸膣瘻整復手術にも、この点数を適用する。 2 開腹により直腸膣瘻整復手術を行った場合には、「開腹 牛・馬 腸管手術」を 適用する。
90 子宮脱整復	1,909	328	使用した子宮弛緩剤については 基準表に基づいて増点することか		1 子宮脱整復の全過程についての点数とする。 2 洗浄、消毒及び収斂のために使用する医薬品を含む。
91 直腸脱整復					1 直腸脱整復の全過程についての点数とする。 2 子牛の肛門形成術を行った場合には、観血法の点数を適用する。
縫合法	276	80			
観血法					
牛・馬	687	164	子牛の肛門設置術を行った場合 を加える。	↑は、B種に306点	
種豚	593	164			

			家畜共済診療点数表		家畜共済診療点数表適用細則
番号 種 別	点 B種	数 A種	備	考	
92 難産介助	D 123	11/25	胎子の失位等の原因により分的に講じた処置(人工破水、過胎子の不正胎勢、不正胎向、不をいい、死亡胎子の摘出も含む	1大胎子の引き出し、 正胎位等の整復等)	 1 難産とは、通常足胞現出後(足胞が現出しない場合、第一破水後)2時間を経過しても娩出のない場合とする。 2 難産の場合において、胎子(死亡胎子を含む。)を引き出した場合又は胎子の失位を整復して娩出させた場合に限り適用する。ただし、胎子の引き出し又は娩出ができない場合であっても、予後不良となり、死亡又は廃用事故に該当した場合には適用する。 3 正常分娩及び子宮捻転を整復した場合における分娩監視、介助は病傷事故に該当しないから、適用の対象とはならない。 4 同時に行う産道の損傷に対する処置を含む。 5 用手法によりミイラ変性胎子を摘出した場合にも、この点数を適用し、同時に子宮洗浄を行った場合には、「子宮洗浄」の点数を適用する。
牛・馬	678	107	1 難産介助を行った場合にま も娩出しない場合は、B種に 2 使用した子宮弛緩剤につい 価基準表に基づいて増点する 3 胎子娩出後の新生子牛に対 吸引及び酸素吸入)を行った 点、A種に123点を加える。 4 切胎(胎子の断頭、断脚及 う。)を行った場合は、切胎 挿入、塗布、注射、子宮洗消 種を2,866点、A種を242点と	2509点を加える。 いては、別に定める薬 らことができる。 けし、蘇生術(胎水の と場合は、B種に305 なび内臓摘出等をい 台時に行う医薬品の注 争等にかかわらず、B	
種豚	411	97	難産介助を行った場合におい 分を超えた場合は、B種に306,		
93 子宮捻転整復			1 子宮捻転を整復した場合並 して胎子を娩出させた場合及 行った場合とする。		1 胎児の娩出ができない場合であって、予後不良となり、死亡又は廃用事故に該当した場合にも適用する。 2 子宮捻転の方向及び捻転の度合いは問わない。 3 胎子が死亡している場合の子宮捻転整復及び死亡胎子の嫡出を含む。

		家畜共済診療点数表	家畜共済診療点数表適用細則	
点 B種	数 A種	備考		
		2 使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。3 開腹により子宮捻転を整復した場合は、B種に2,551点、A種に433点を加える。	4 同時に行う産道の損傷に対する処置を含む。	
842	104	立位のまま整復を行った場合とする。		
1, 440	104	後肢吊り上げ法にも適用する。		
1, 803	222	1 外陰部動脈結紮手術にも適用する。	乳頭以外の部分について切開手術を行った場合とする。	
		2 乳房切除手術の場合は、B種に1,042点を加える。		
401	86	1 乳頭切断手術を行った場合は、B種に23点を加える。		
		2 2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB 種に117点、A種に17点を加え、乳頭切断手術を 行った場合は併せてB種に23点を加える。		
814	76	2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に298点、A種に44点を加える。	1 手術が乳頭の部分に限られる場合とする。2 乳頭の損傷が皮膚に限局している場合の手術は、「外傷治療」を適用する。	
522	97	開腹手術を行った場合は、B種に4,489点、A種に380点を加える。	雌牛膀胱腫瘍診断治療器により、膀胱内腫瘍の焼烙手術を行った場合にも、この点数 を適用する。	
872	134	尿道瘻形成手術を行った場合は、B種に738点を加える。		
	B種 842 1, 440 1, 803 401	B種 A種 842 104 1,440 104 1,803 222 401 86 522 97	点 数 名種 B種 A種 名種 2 使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 3 開腹により子宮捻転を整復した場合は、B種に2,551点、A種に433点を加える。 842 104 立位のまま整復を行った場合とする。 1,440 104 後肢吊り上げ法にも適用する。 1,803 222 1 外陰部動脈結紮手術にも適用する。 2 乳房切除手術の場合は、B種に1,042点を加える。 2 乳房切除手術の場合は、B種に1,042点を加える。 401 86 1 乳頭切断手術を行った場合は、B種に23点を加える。 2 2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に117点、A種に17点を加える。 2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に298点、A種に44点を加える。 814 76 2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に298点、A種に44点を加える。 522 97 開腹手術を行った場合は、B種に4,489点、A種に380点を加える。 872 134 尿道療形成手術を行った場合は、B種に738点を	

			家畜共済診療点数素	長	家畜共済診療点数表適用細則	
番号 種 別	点 B種	数 A種	備	考		
四肢手術						
99 骨折整復					1 骨折部位の固定のため要した材料の種類及び数量のいかんにかかわらず、この点数を適用する。2 骨折にともなう外傷の治療処置を含む。	
観血整復術	7, 413	2, 396	1 骨接合板を用いて整復	した場合とする。	ギプス包帯を用いた場合の増点は、1診療経過中1回に限るものとする。	
			2 骨接合板と骨髄ピンに種を8,815点、A種を2,93 ギプス包帯を用いた場249点を加える。	144点とする。		
非観血整復術	816	245	固定処置を含む。ただした場合は、B種及びA種に用した場合は、B種及びA	63点を、ギプス包帯を使	第2診以降において固定材料を全部更新したときには、その都度この点数を適用する ことができる。	
創外固定術	4, 156	1, 080				
100 ナックル整復	711	226		種に32点を、ギプス包帯 及びA種に181点を加え 、 1 肢増すごとにB種に はる。ただし、伸縮性接 1 肢につきB種及びA種 用いた場合は、1 肢につ	ギプス包帯を用いた場合の増点は、1診療経過中2回に限るものとする。	

			家畜共済診療点数表	家畜共済診療点数表適用細則	
番号 種 別	点 B種	数 A種	備考		
101 脱臼整復	796	225	報帯、腱等の損傷部位の固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に63点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に249点を加える。	脱臼整復のため要した材料の種類及び数量のいかんにかかわらず、この点数を適用する。	
102 膝蓋関節脱臼整復手術	705	117	観血手術の場合とする。		
103 蹄病手術	2		2 蹄冠部又は蹄角質部の病巣を切開又は摘出する場合をいい、被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に32点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に181点を加える。 3 2肢以上行った場合は、1肢増すごとにB種に543点、A種に58点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に32点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に32点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に181点を加える。	1	
ての他の手術					
104 切開手術			震傷、 着、 を と と を で と と を で と と で で と と で で で で で	1 使用した医薬品については、増点することはできない。2 大きさは、患部の直径とする。	

			家畜共済診療点数表	家畜共済診療点数表適用細則		
番号 種 別	点 B種	数 A種	備考			
小(20センチメー トルまで)						
第1回	325	81				
第2回以後	182	41				
大(20センチメー トルを超えるも の)			関節切開(関節腔に達する切開を加える場合に限る。)には、この点数を適用する。			
第1回	706	135				
第2回以後	264	68				
105 麻酔術	365	52	 全身麻酔に限る。 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 	1 手術で全身麻酔を必要とした場合に限り適用する。2 麻酔術に先だって行う鎮静術を含む。		
106 焼烙	145	17	点状焼烙、線状焼烙、穿刺焼烙等をいう。	 点状焼烙、線状焼烙、穿刺焼烙のうち2種以上行った場合にも、1回の点数を適用する。 焼烙の部位、箇所数又は焼烙面の大小のいかんにかかわらず1回の点数を適用する。 処置及び手術の一部として行う焼烙は、それぞれの中に含まれるから、「焼烙」を適用しない。 		
〔第9入院料〕						
107 入院			1 1日についての点数とする。			
			2 飼料代及び暖房料は含まない。			

		家畜共済診療点数表		家畜共済診療点数表適用細則
番号 種 別	点 数 B種 A種	- 備	考	
牛・馬	253 37			
種豚	97 19			

- [注] 1 B種の項に係る点数は農業災害補償法施行規則第33条第1項の規定、A種の項に係る点数は同規則第34条の3第1項の規定によるものである。
 - 2 本表に表示のない診療については、その都度農林水産省経営局長に相談し、最も近似する診療として準用するべき旨を同局長から通知された本表の治療、処置、手術等に係る点数を適用する。
 - 3 薬価基準表は、付表のとおりとする。